**御嵩町地域防災計画の一部改定（案）に関する**

**パブリックコメントについて**

|  |  |
| --- | --- |
| 案件名 | 御嵩町地域防災計画の一部改定（案） |
| 募集期間 | 令和２年２月３日（月）～令和２年２月25日（火） |
| 問合せ先 | 総務防災課　防災安全係  ＴＥＬ：0574-67-2111（内線2205）  ＦＡＸ：0574-67-1999  E-mail：mitakepublic@town.mitake.lg.jp |

**１．概要**

御嵩町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、御嵩町（以下「町」という。）の地域にかかる災害の対策に関し、町及び関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としています。

今回の改定（案）は、水防法及び土砂災害防止法の改正（平成29年６月）に伴い要配慮者施設の避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化されたこと、御嵩町防災コミュニティセンターの建設による改定のほか、岐阜県地域防災計画の改定に合わせた改定などを行っています。

つきましては、改めて広く町民の皆様からご意見等をお伺いするため、意見公募（パブリックコメント）を実施します。

**２．意見を募集する資料**

　御嵩町地域防災計画の一部改定（案）

**３．公表の場所**

　①御嵩町ホームページ

②御嵩町役場 総務防災課の窓口

③各出張所（上之郷、中、伏見）の窓口

**４．意見の提出様式**

　意見記入用紙（ホームページ内）又は任意様式

**５．意見の提出方法**

**令和２年２月25日（火）【必着】までに**、案件名（※）、住所（※）、氏名（※）、年齢、連絡先（電話番号、メールアドレス等）、ご意見を記入の上（※必須項目）、次のいずれかの方法で提出してください。

① 持参：御嵩町役場 総務防災課の窓口、各出張所（上之郷、中、伏見）の窓口

（土・日曜日、祝日以外の午前８時３０分から午後５時１５分まで）

② 郵送：〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩1239番地１

御嵩町役場 総務防災課 防災安全係 宛

③ FAX：0574-67-1999（代表）

④ E-mail：[mitakepublic@town.mitake.lg.jp](mailto:mitakepublic@town.mitake.lg.jp)

※必須項目（案件名、住所、氏名）の記載がない場合、受付できない可能性がありますので、必ずご記入ください。

※口頭や電話でのご意見は受け付けません。

※ご意見に対しての個別の回答は致しませんので、予めご了承ください。

※ご提出いただきました個人情報については、本計画策定以外の目的に使用することはありません。